

京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年12月6日

京都市長 門川大作

京都市規則第65号

京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号中「31メートル高度地区」を「31メートル第1種高度地区、31メートル第2種高度地区又は31メートル第3種高度地区」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築指導課)